

# ジェンダー・ギャップ指数(GGI)のランキング

## GGI(2020)総合順位

## 日本のGGI推移

順位	国	Score
1	アイスランド	0.877
2	ノルウェー	0.842
3	フィンランド	0.832
4	スウェーデン	0.820
5	ニカラグア	0.804
6	ニュージーランド	0.799
7	アイスランド	0.798
8	スウェーデン	0.795
9	ルワンダ	0.791
10	ドイツ	0.787
11	ラトビア	0.785
12	ナミビア	0.784
13	コスタリカ	0.782
14	デンマーク	0.782
15	フランス	0.781
16	フィリピン	0.781
17	南アフリカ	0.780
18	スイス	0.779
19	カナダ	0.772
20	アルバニア	0.769
21	イギリス	0.767
22	コロンビア	0.758
23	モルドバ	0.757
24	トリニダード・トバゴ*	0.756
25	メキシコ	0.754
26	エストニア	0.751
27	ベルギー	0.750
28	バルバドス	0.749
29	ベラルーシ	0.746
30	アルゼンチン	0.746
31	キューバ	0.746
32	ブルンジ	0.745
33	リトアニア	0.745
34	オーストリア	0.744
35	ポルトガル	0.744
36	スロベニア	0.743
37	ウルグアイ	0.737
38	オランダ	0.736
39	セルビア	0.736
40	ポーランド	0.736
41	ジャマイカ	0.735
42	ボリビア	0.734
43	ラオス	0.731
44	オーストラリア	0.731
45	ザンビア*	0.731
46	パナマ	0.730
47	ジンバブエ	0.730
48	エクアドル	0.729
49	ブルガリア	0.727
50	パングラデシュ	0.726
51	ルクセンブルク	0.725

順位	国	Score
52	カーボベルデ	0.725
53	アゼルバイジャン	0.724
54	シンガポール	0.724
55	ルーマニア	0.724
56	モザンビーク	0.723
57	チリ	0.723
58	ホンジュラス	0.722
59	ウクライナ	0.721
60	クロアチア	0.720
61	パナマ	0.720
62	マダガスカル	0.719
63	スロバキア	0.718
64	イスラエル	0.718
65	ウガンダ	0.717
66	ペルー	0.714
67	ベネズエラ	0.713
68	タンザニア	0.713
69	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.712
70	北マケドニア	0.711
71	モンテネグロ	0.710
72	カザフスタン	0.710
73	ボツワナ	0.709
74	ジョージア	0.708
75	タイ	0.708
76	イタリヤ	0.707
77	スリナム	0.707
78	チェコ	0.706
79	モンゴル	0.706
80	エルサルバドル	0.706
81	ロシア連邦	0.706
82	エチオピア	0.705
83	エストニア	0.703
84	ギリシャ	0.701
85	インドネシア	0.700
86	ドミニカ	0.700
87	ベトナム	0.700
88	レソト	0.695
89	カンボジア	0.694
90	マルタ	0.693
91	キプロス	0.692
92	ブラジル	0.691
93	キルギス	0.689
94	アゼルバイジャン	0.687
95	ブルネイダルサラーム	0.686
96	カメルーン	0.686
97	リベリア	0.685
98	アルメニア	0.684
99	セネガル	0.684
100	パラグアイ	0.683
101	ネパール	0.680
102	スリランカ	0.680

順位	国	Score
103	フィジー	0.678
104	マレーシア	0.677
105	ハンガリー	0.677
106	中国	0.676
107	ガーナ	0.673
108	韓国	0.672
109	ケニア	0.671
110	ベリーズ	0.671
111	シエラレオネ	0.668
112	インド	0.668
113	グアテマラ	0.666
114	ミャンマー	0.665
115	モリシャス	0.665
116	マラウイ	0.664
117	東ティモール	0.662
118	アンゴラ	0.660
119	ベナン	0.658
120	アラブ首長国連邦	0.655
121	日本	0.652
122	クウェート	0.650
123	モルディブ	0.646
124	チュニジア	0.644
125	ギニア	0.642
126	バヌアツ*	0.638
127	バブアニューギニア*	0.635
128	ナイジェリア	0.635
129	ブルキナファソ	0.635
130	トルコ	0.635
131	ブータン	0.635
132	アルジェリア	0.634
133	バーレーン	0.629
134	エジプト	0.629
135	カタール	0.629
136	ガンビア	0.628
137	タジキスタン	0.626
138	ヨルダン	0.623
139	マリ	0.621
140	トーゴ	0.615
141	モリタニア	0.614
142	コートジボワール	0.606
143	モロッコ	0.605
144	オマーン	0.602
145	レバノン	0.599
146	サウジアラビア	0.599
147	チャド	0.596
148	イラン	0.584
149	コンゴ	0.578
150	シリア	0.567
151	パキスタン	0.564
152	イラク	0.530
153	イエメン	0.494

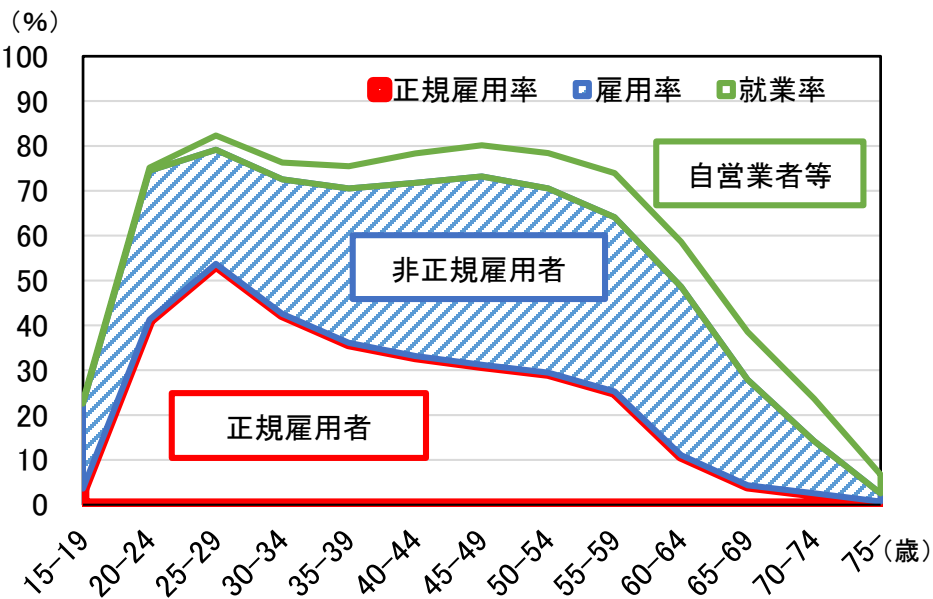
年	調査国数	総合		政治		経済		教育		健康	
		ランク	指数	ランク	指数	ランク	指数	ランク	指数	ランク	指数
2019	153	121	0.652	144	0.049	115	0.598	91	0.983	40	0.979
2018	149	110	0.662	125	0.081	117	0.595	65	0.994	41	0.979
2017	144	114	0.657	123	0.078	114	0.580	74	0.991	1	0.980
2016	144	111	0.660	103	0.103	118	0.569	76	0.990	40	0.979
2015	145	101	0.670	104	0.103	106	0.611	84	0.988	42	0.979
2014	142	104	0.658	129	0.058	102	0.618	93	0.978	37	0.979
2013	136	105	0.650	118	0.060	104	0.584	91	0.976	34	0.979
2012	135	101	0.653	110	0.070	102	0.576	81	0.987	34	0.979
2011	135	98	0.651	101	0.072	100	0.567	80	0.986	1	0.980
2010	134	94	0.652	101	0.072	101	0.572	82	0.986	1	0.980
2009	134	101	0.645	110	0.065	108	0.550	84	0.985	41	0.979
2008	130	98	0.643	107	0.065	102	0.544	82	0.985	38	0.979
2007	128	91	0.645	94	0.067	97	0.549	69	0.986	37	0.979
2006	115	80	0.645	83	0.067	83	0.545	60	0.986	1	0.980

(備考) 日本BPW連合会「GGI Report2020 速報」より抜粋。

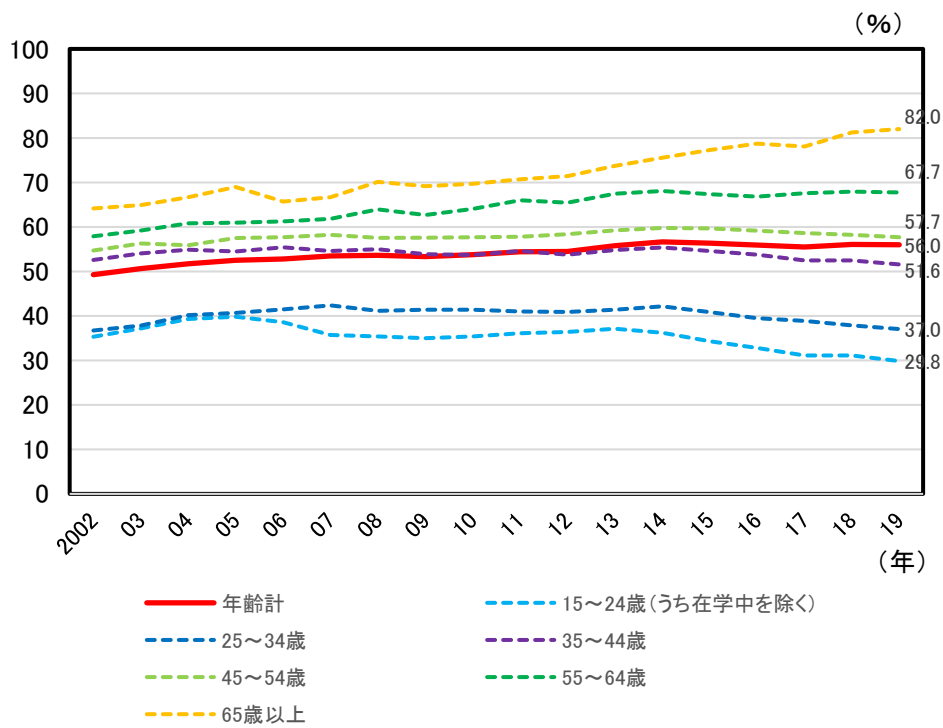
# 女性の就業率と内訳

OM字カーブは解消しつつあるものの、30歳以上は非正規雇用が中心。

女性の就業率と内訳(2019年)



年齢階級別非正規雇用労働者比率の推移(女性)

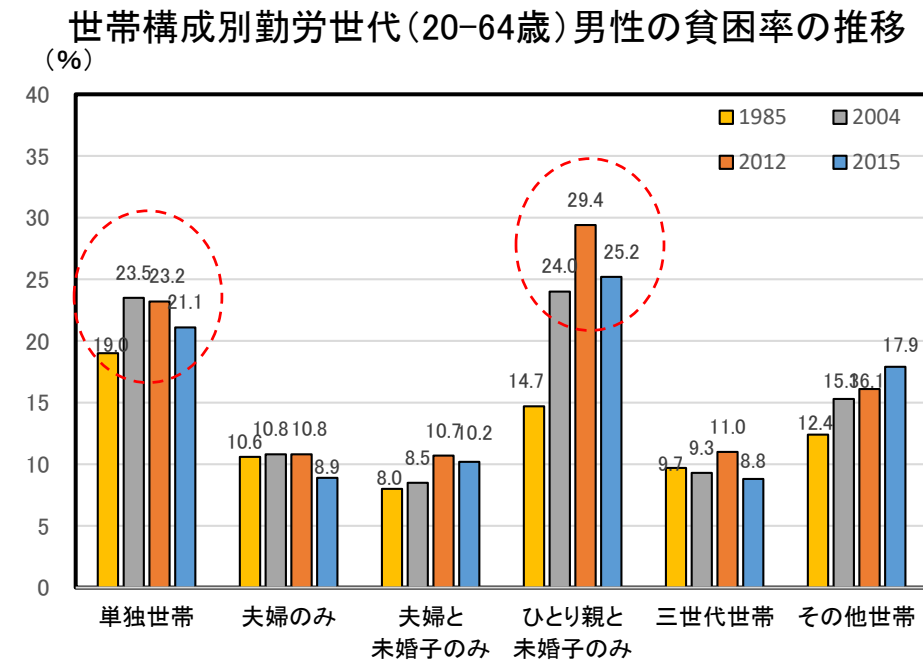
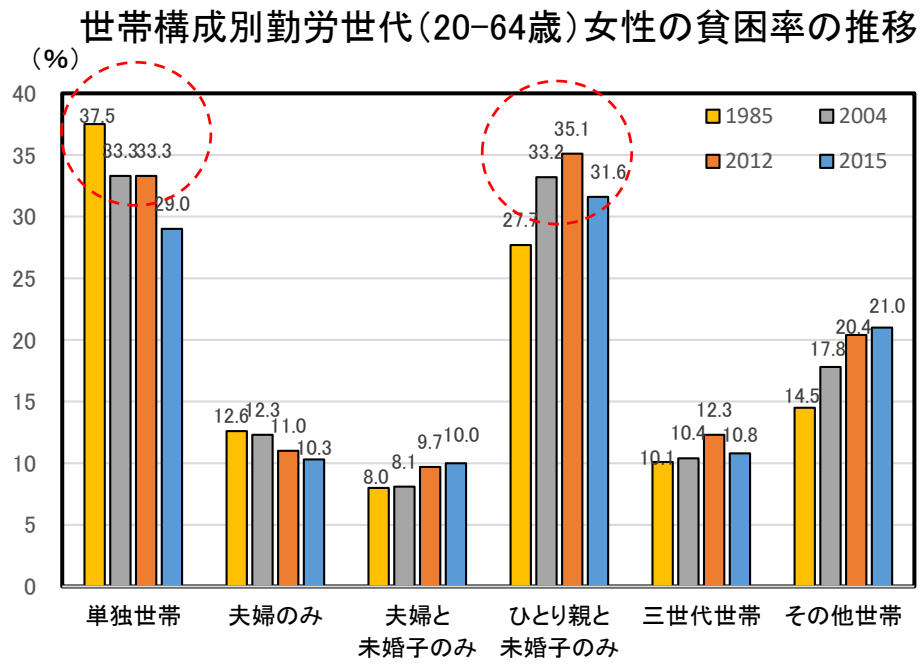


(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。  
 2. 正規の職員・従業員数、正規の職員・従業員数、自営業者数等の人口に占める割合。

(備考) 1. 総務省「労働力調査(詳細集計)」により作成。  
 2. 非正規雇用労働者比率は、「非正規の職員・従業員」/「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」×100。  
 3. 「非正規の職員・従業員」は、2008年までは「パート・アルバイト」、「労働者派遣事業所の派遣社員」、「契約社員・嘱託」及び「その他」の合計。2009年以降は、「非正規の職員・従業員」の値。  
 4. 2011年値は、岩手県、宮城県及び福島県について総務省が補完的に推計した値。

# 女性の貧困率

○女性の単独世帯の貧困率は低下傾向にある一方、ひとり親家庭の貧困率は高い水準。



(備考) 1. 阿部彩(2018)「日本の相対的貧困率の動態:2012から2015年」科学研究費助成事業(科学研究費補助金)(基盤研究(B))「貧困学」のフロンティアを構築する研究」報告書から引用。  
 2. 相対的貧困率は、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割って調整した所得)の中央値の50%を貧困線として、これを下回る世帯員の割合を指す。

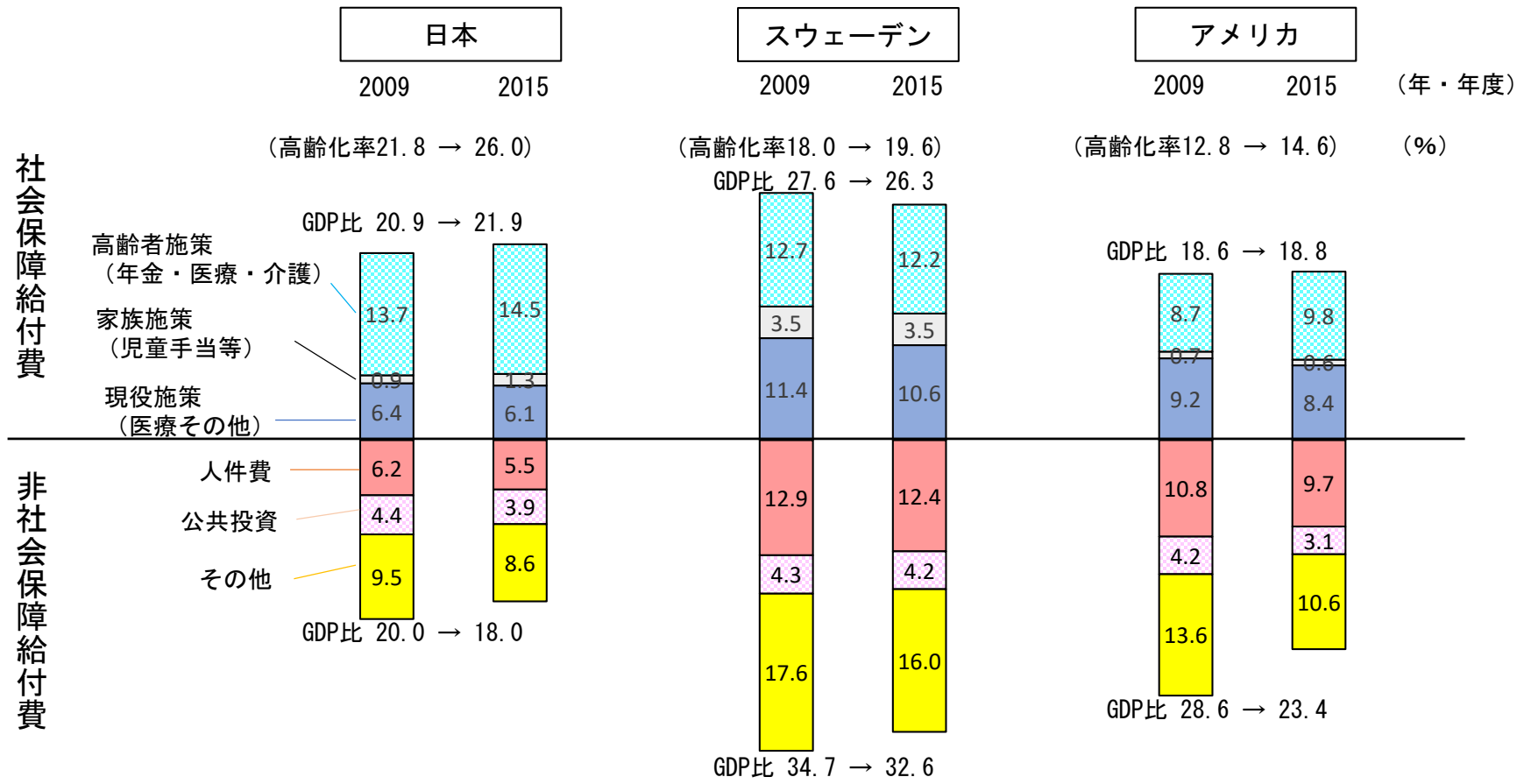
# 女性の貧困対策(最近の主な取組)

取組名	取組内容	時期
高等教育の無償化	住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生を対象に大学、短大、高等専門学校(4・5年生)、専門学校での学びへの支援を拡充(①授業料・入学金を免除又は減額、②給付型奨学金の対象者・支給額の拡充)	2020年度～
私立高等学校授業料の実質無償化	年収目安910万円未満の世帯の生徒の授業料を支援する観点から、支給上限額を引上げ、私立高等学校授業料の実質無償化。	2020年度～
児童扶養手当の支払回数 の増加	支払回数を年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に増加。 ※手当月額(2019年4月～) 児童1人の場合:全部支給:42,910円 一部支給:42,900～10,120円 2人目:全部支給:10,140円 一部支給:10,130～5,070円 3人目以降1人につき:全部支給:6,080円 一部支給:6,070～3,040円	2019年 11月～
幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスまでの子供、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子供の利用料を無償化。	2019年 10月～
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進資金(入学準備金50万円、就職準備金20万円)を貸し付け。	2015年度～
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親又は児童が高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した時及び合格した時に受講費用の一部(最大6割、上限15万円)を支給。	2015年度～
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親の経済的な自立を支援するため、地方公共団体が指定した教育訓練講座を修了した場合にその経費の一部を支給(自立支援教育訓練給付金:受講料の6割相当額)。 看護師や介護福祉士など就業に結び付きやすい資格取得のため養成機関に通う際の生活費の負担軽減を図る(高等職業訓練促進給付金:月額10万円(住民税課税世帯は月額7万500円))。	2014年 10月～
高校生等奨学給付金	低所得世帯(生活保護受給世帯・住民税非課税世帯)を対象に授業料以外の教育費を支援(約3～14万円)。	2014年度～

# 一般政府支出(対GDP比)の主な内訳

○日本では高齢化を背景に、社会保障給付費の高齢者施策の対GDP比が高い一方、社会保障給付費の現役施策や非社会保障給付費の割合が低い。

## 社会保障給付費・非社会保障給付費(対GDP比)の国際比較 (2009-2015年)



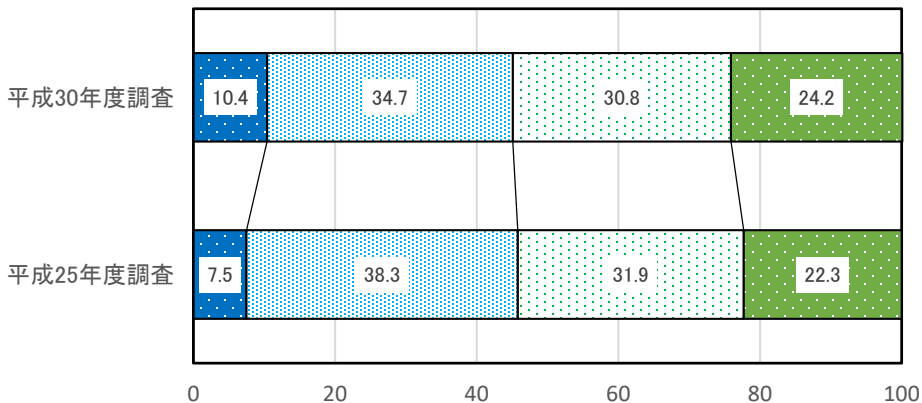
(備考) 1. OECD Social Expenditure、OECDデータベースNational Accounts、World Bank World Development Indicators 及び内閣府「国民経済計算」により作成。  
 2. 平成20年10月17日経済財政諮問会議資料と同様の方法により試算。一般政府(中央・地方政府、社会保障基金)ベースの数字。日本は年度値。  
 3. 日本の医療の按分は年齢別国民医療費で計算。スウェーデンとアメリカの医療の按分は高齢者とそれ以外の一人当たりの医療費を4:1と仮定して計算。

# 我が国と諸外国の若者の意識

○日本の若者の自身への満足、将来についての希望は、諸外国と比べて低い水準。

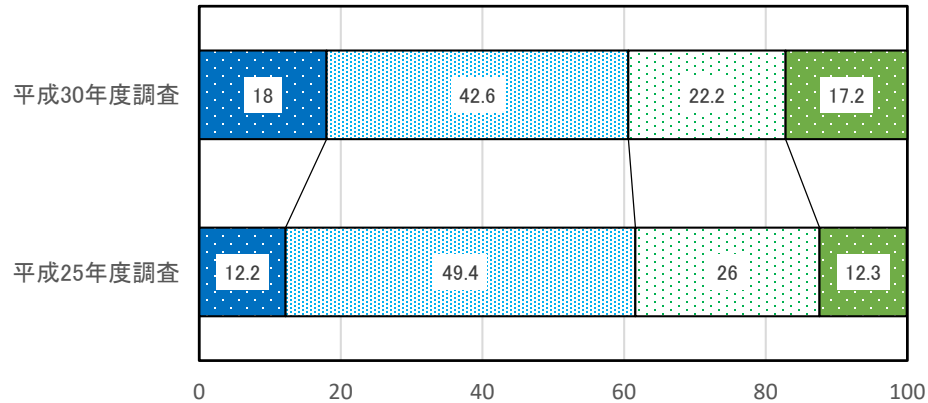
私は、私自身に満足している

(%)



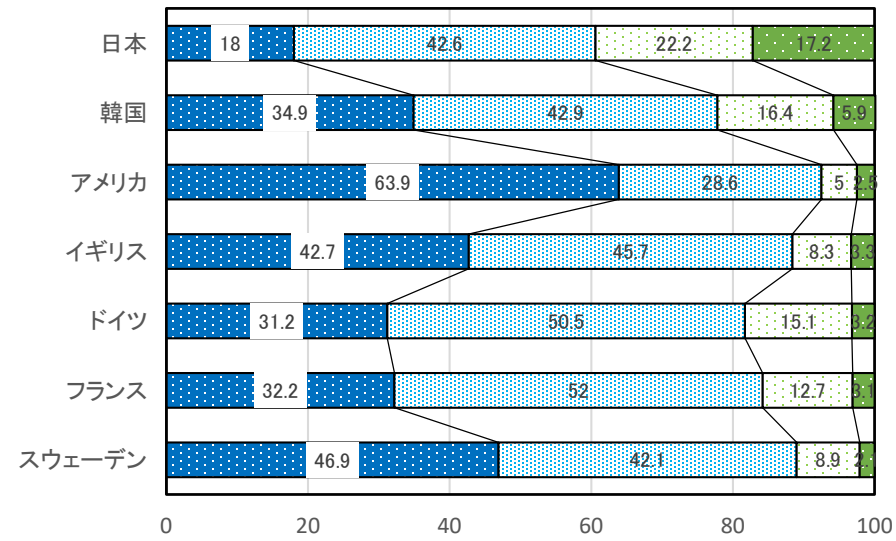
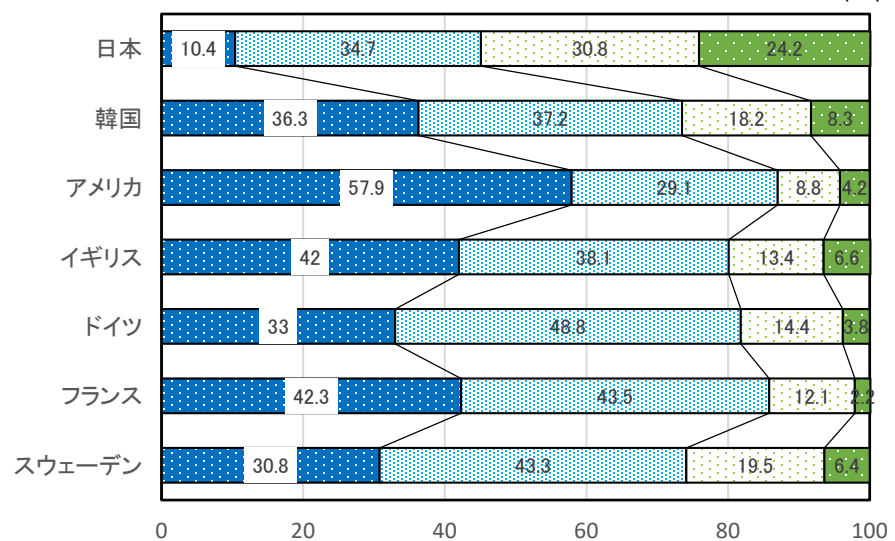
自分の将来について明るい希望を持っているか

(%)



■ そう思う □ どちらかといえばそう思う □ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

■ 希望がある □ どちらかといえば希望がある □ どちらかといえば希望がない ■ 希望がない



■ そう思う □ どちらかといえばそう思う □ どちらかといえばそう思わない ■ そう思わない

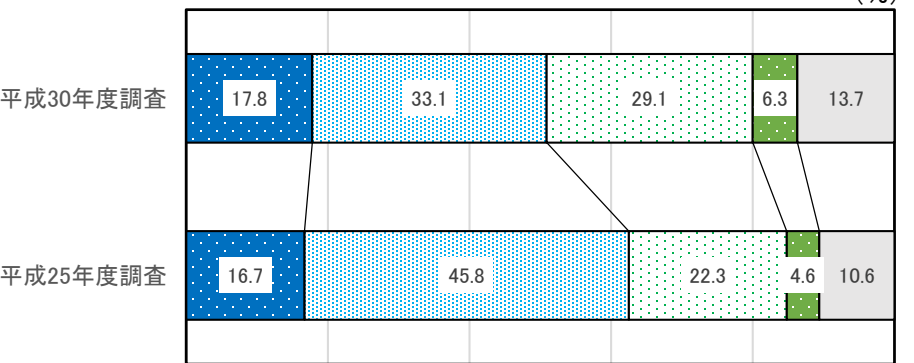
■ 希望がある □ どちらかといえば希望がある □ どちらかといえば希望がない ■ 希望がない

(備考)内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」により作成。対象は満13歳から満29歳までの男女。

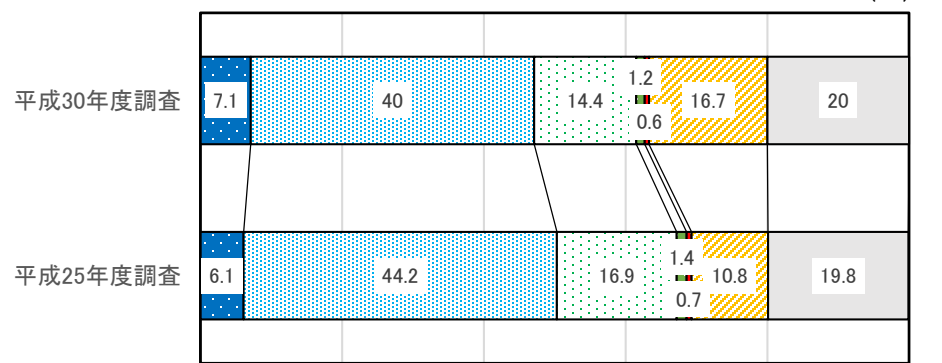
# 我が国と諸外国の若者の意識

○結婚したほうがよいと考える日本の若者の割合や欲しい子供の数は5年前と比べて低下。

結婚(事実婚を含む)についてどう考えているか (%)



全部で何人の子供が欲しいか (%)

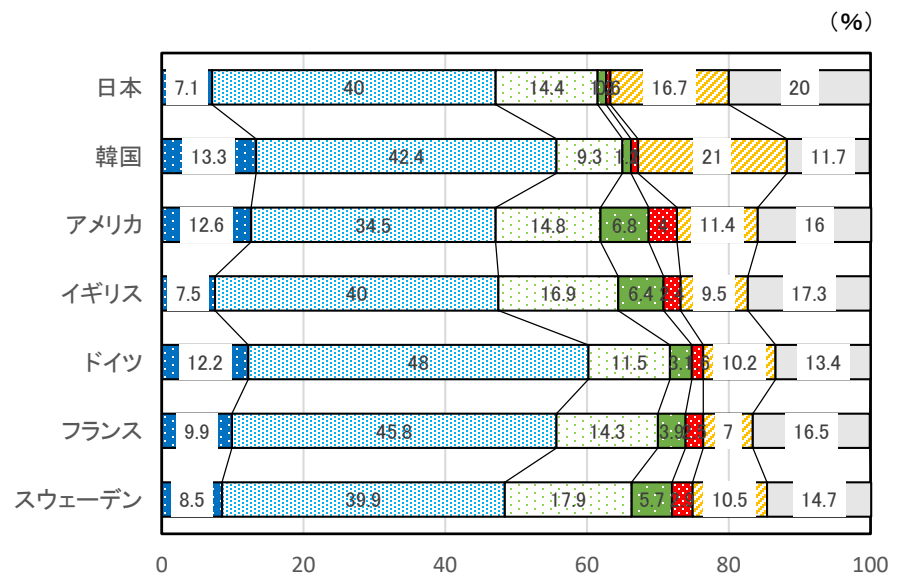
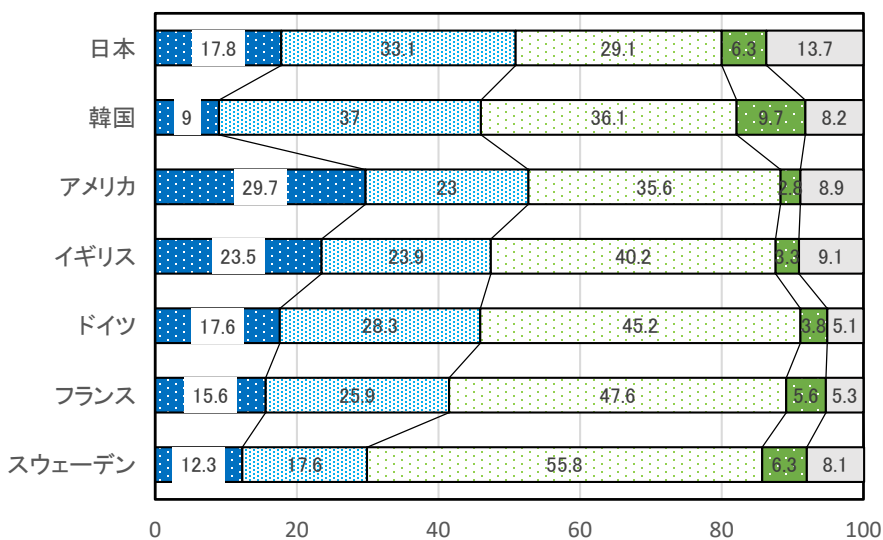


0 20 40 60 80 100 (%)

■結婚すべきだ □結婚したほうがよい □結婚しなくてもよい  
■結婚しないほうがよい □わからない

0 20 40 60 80 100 (%)

■1人 □2人 □3人 ■4人 ■5人以上 ■子供は欲しくない □わからない



0 20 40 60 80 100 (%)

■結婚すべきだ □結婚したほうがよい □結婚しなくてもよい  
■結婚しないほうがよい □わからない

0 20 40 60 80 100 (%)

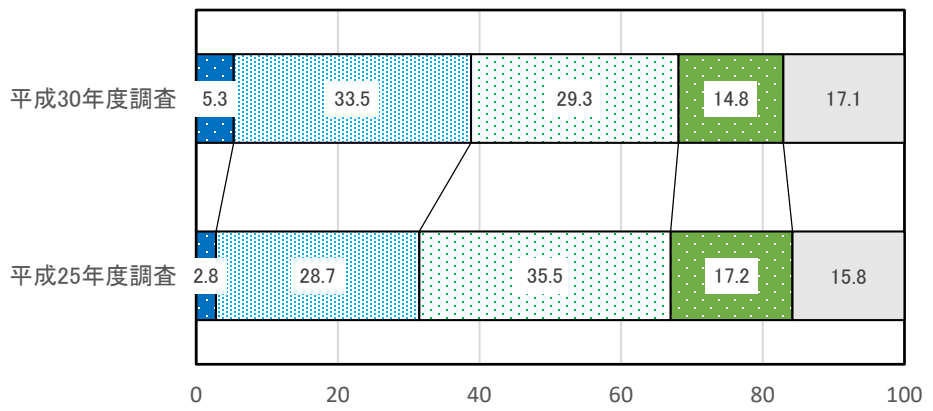
■1人 □2人 □3人 ■4人 ■5人以上 ■子供は欲しくない □わからない

(備考)内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」により作成。対象は満13歳から満29歳までの男女。

# 我が国と諸外国の若者の意識

○ 自国への満足、将来に関する見通しは改善しているものの、いずれも諸外国と比べて低い水準。

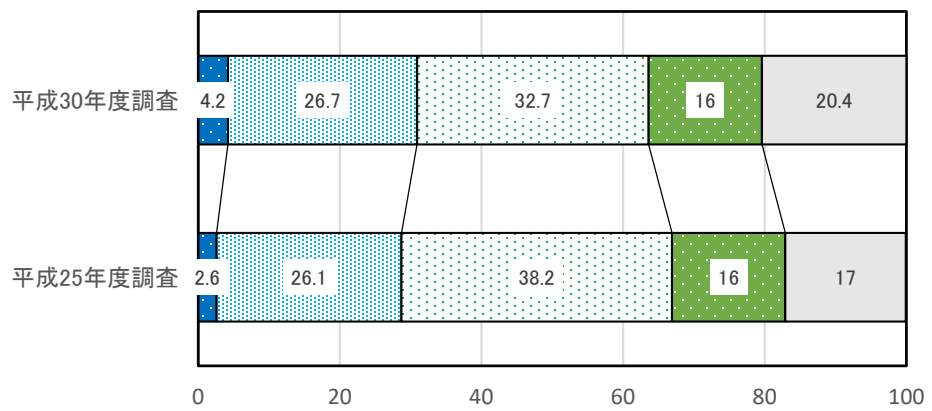
自国の社会に満足しているか (%)



■ 満足 □ どちらかといえば満足 □ どちらかといえば不満 ■ 不満 □ わからない

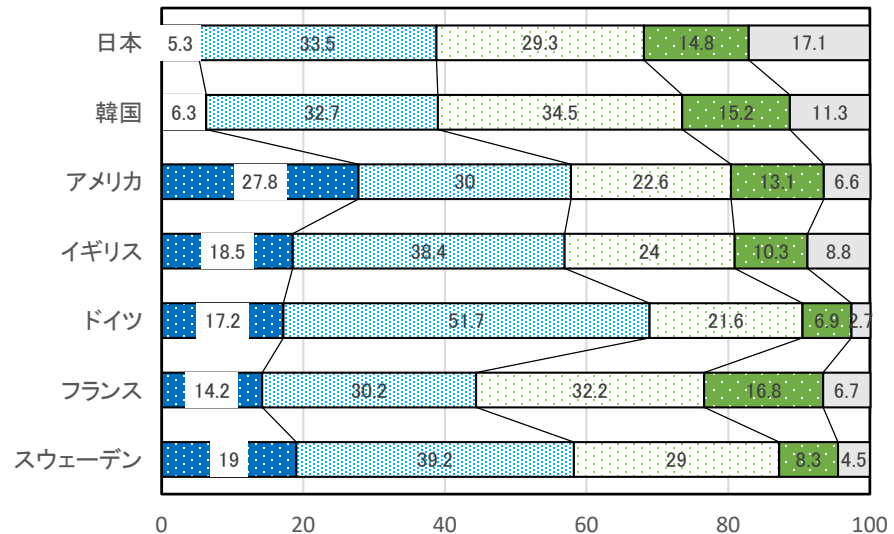
(%)

自国の将来は明るいと思うか (%)

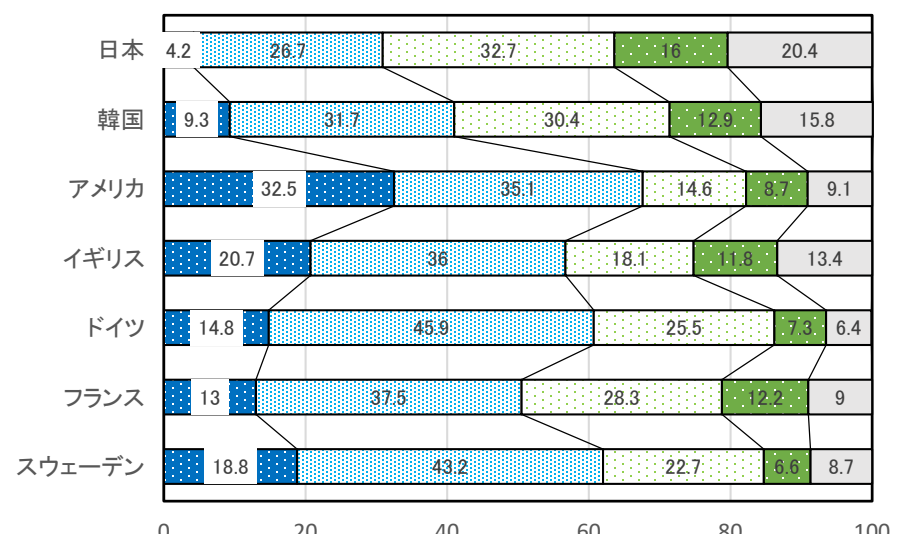


■ 明るい □ どちらかといえば明るい □ どちらかといえば暗い ■ 暗い □ わからない

(%)



■ 満足 □ どちらかといえば満足 □ どちらかといえば不満 ■ 不満 □ わからない



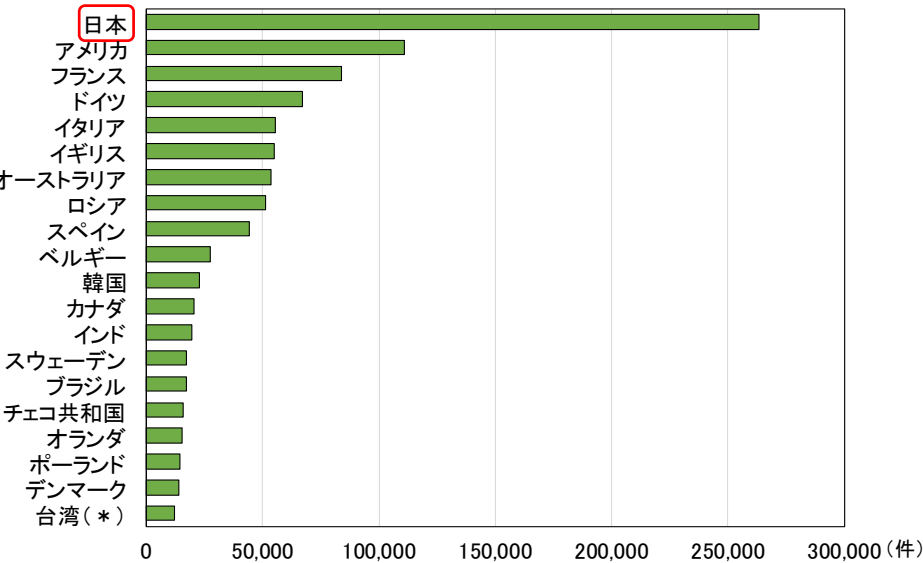
■ 明るい □ どちらかといえば明るい □ どちらかといえば暗い ■ 暗い □ わからない

(備考)内閣府「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査(平成30年度)」により作成。対象は満13歳から満29歳までの男女。

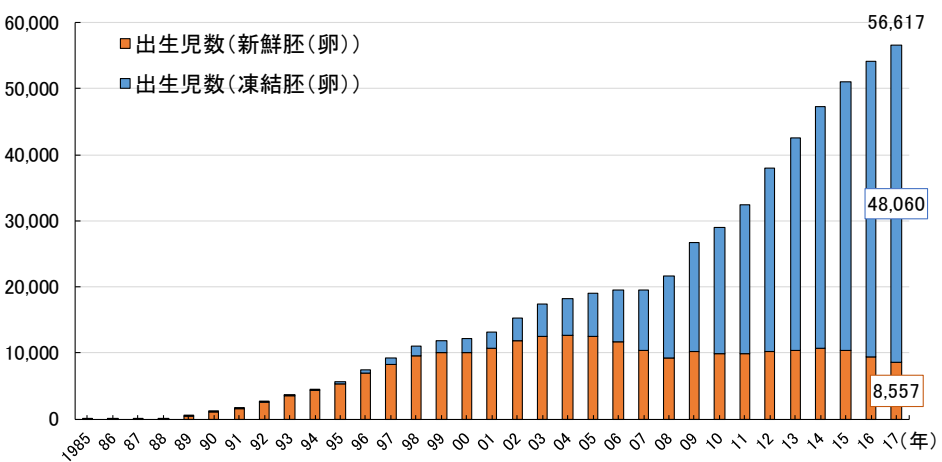


# 諸外国・日本の体外受精の現状

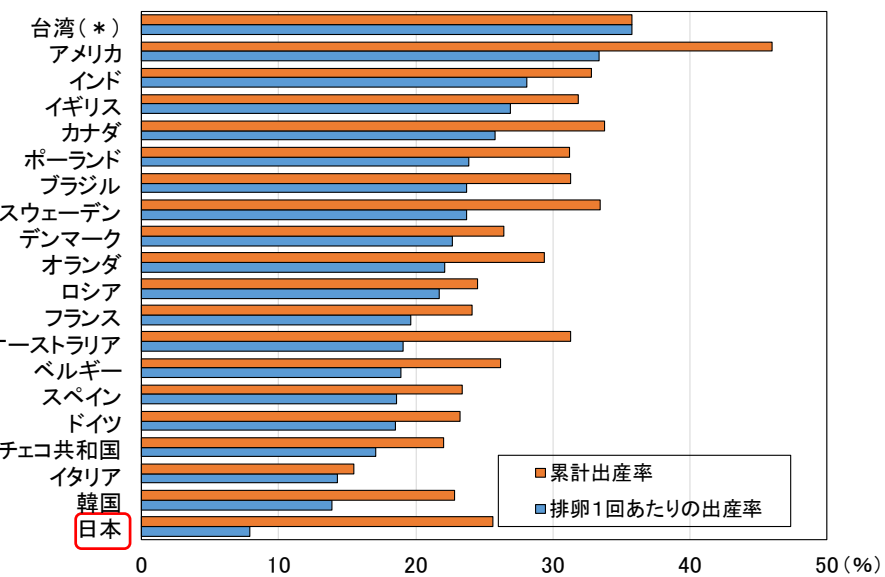
諸外国の体外受精の実施件数(2011年)



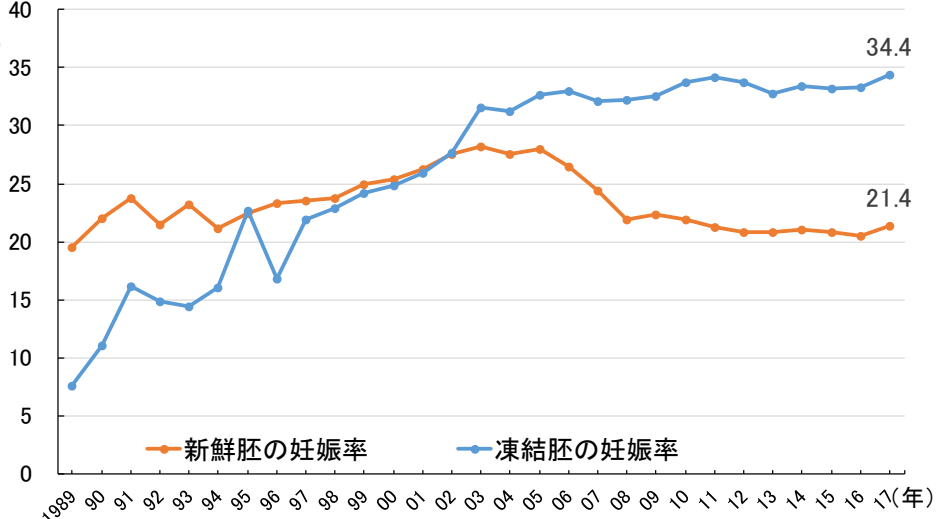
日本の体外受精による出生児数の推移



諸外国の体外受精による出産率(2011年)



新鮮・凍結胚の妊娠率の推移



(備考)  
 <左図> International Committee for Monitoring Assisted Reproductive Technologies world report on assisted reproductive technology, 2011, Fertility and Sterility, Vol.110, No.6, 2018 より作成。  
 左上図: 顕微授精、体外受精、胚移植を合わせた件数。左下図: 顕微授精、体外受精を合わせた件数。  
 (\* ) 台湾は2010年のデータで補完している。  
 <右図> 日本産科婦人科学会「倫理委員会 登録・調査小委員会報告」により作成。  
 ※本資料は出生児数や妊娠率の現状を示すものであり、体外受精を推奨するものではない。  
 また、国際比較に当たっては、社会背景や対象年齢等を考慮していないため、数値の解釈には注意が必要。

# 不妊治療の主な治療法の概要

	治療法	概要	健康保険	治療費 (1回あたり平均額)	助成金	実績(2017年)	
一般不妊治療	タイミング法	基礎体温表や超音波、尿検査により排卵日を予測し、医師の指示で夫婦生活を営む治療法。	適用	数千～2万円/回	—	—	
	排卵誘発法	卵巣を薬物で刺激して排卵をおこさせる治療法。	適用	数千～2万円/回	—	—	
生殖補助医療	人工授精	配偶者間人工授精(AIH)	適用外	1～3万円/回	—	—	
		非配偶者間人工授精(AID)	適用外	—	—	周期総数: 3,790件 患者1,203名	
	体外受精(広義)	体外受精・胚移植(IVF-ET)	体外で受精させた受精卵を周期内ですぐに子宮の中に移植する。	適用外	20～60万円/回	特定不妊治療費助成制度適用	周期総数: 91,516件
		凍結胚・融解移植	培養した受精卵を凍結保存して別の周期で解凍(融解)して子宮の中に移植する。	適用外		特定不妊治療費助成制度適用(※7.5万円/回)	周期総数: 198,792件
		顕微授精(ICSI)	顕微鏡下で細い吸引ピペットを利用し、卵子に精子を注入する治療法。	適用外	30～70万円/回	特定不妊治療費助成制度適用	周期総数: 157,709件
顕微鏡下精巣内精子採取術	手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する。	適用外	25万円～40万円	特定不妊治療費助成制度適用	—		

※特定不妊治療費助成制度(不妊に悩む方への特定治療支援事業)

1. 配偶者間の体外受精・顕微授精等に要する費用の一部を助成する。
2. 助成限度額: 1回15万円(初回に限り30万円、凍結胚移植等利用の場合は1回7.5万円)
3. 年齢制限: 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
4. 所得制限: 730万円(夫婦合算の所得額)
5. 通算助成回数: 初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上であるときは通算3回まで。

(備考) 日本産科婦人科学会「平成30年度倫理委員会 登録・調査小委員会報告」、柴田由布子「不妊治療をめぐる現状と課題」等により作成。

# 諸外国における体外受精に対する経済的支援

	アメリカ (NY州)	カナダ (オンタリオ州)	イギリス (イングランド)	フランス	ドイツ	スウェーデン (ストックホルム)	オーストラリア	韓国	日本
種類	助成	公営 (税方式)	公営 (税方式)	社会保険	社会保険	公営 (税方式)	公営 (税方式)	助成	助成
実施主体	州政府	地方自治体	NHS(国民健康サービス)(*2)	保険者	疾病金庫	県 (ランスタング等)	連邦政府	地方自治体 (国1/2補助)	地方自治体 (国1/2補助)
支援額	自己負担額 (年収10%まで)	100%	100%	100%	50%	約5,000円/回 年間約17,000円まで	85%(政府) 15%(民間保険)	約18万円/回	上限15万円/回 (初回のみ30万円) (*8)
対象回数	2回(*1)	1回	3回	4回	3回(*4)	2~3回(*5)	制限なし	4回	初回40歳未満6回 初回43歳未満3回
対象年齢	21~44歳	43歳未満	42歳以下	42歳以下(*3)	女性は25~40歳 男性は25~40歳	女性は39歳以下 男性は55歳以下	制限なし(*6)	44歳以下(*7)	43歳未満
所得制限	年収約1,950万円 未満	なし	なし	なし	なし	なし	なし	全国平均月間所得(世帯)の 150%以下	年間所得730万円 未満(夫婦合算)
法律婚の要件	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり
その他の 主な要件	・民間保険に加入 ・1年以上自然妊娠できない など	—	・女性が2年以上不妊 ・地方団体によっては、子どもの数 など	・医学的に不妊と確認されている など	・治療計画の疾病金庫への事前提出 ・事前面談 など	・県による	・妊娠の解決に他に代替手段がない ・重篤な遺伝性疾患の回避(ヴィクトリア州)	なし	・医学的に不妊と確認されている など
年間実施 件数	—	約6,000周期、 保険対象は約500名	48,147名、 61,726件 (2011、英国全体)	約59,920件	約11,000~12,000 件	14,541件(2010)	66,143件 (2013年)	45,000件、 うち助成34,000件 (2011)	助成139,752件 (2017年度)
備考*	(*1)出生に至らなかったものは含まない。	—	(*2)最終的にNHSの対象にするかどうかは委託先の地方団体が決定。	(*3)当該年齢の不妊治療の結果は不十分、母胎・胎児のリスクが高い等のため。	(*4)それ以降は、十分な効果が期待できないため、保険で負担しない。	(*5)医学的結果を 助成したため。	(*6)州や医療機関により、上限年齢が推奨されている場合がある(サウスオーストラリア州は50歳を推奨)。	(*7)子宮内人工授精は3回	(*8)排卵を伴わない凍結胚移植および採卵したが卵が得られない等のため中止したものは、7.5万円/回。男性不妊治療も対象。

(備考)(株)ニッセイ基礎研究所「みんなに知ってほしい不妊治療と医療保障」2017により作成。

## 2. 生産性関係